

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL: 0258-81-1300

FAX: 0258-83-3632



経産省より「持続化給付金申請書類の提出期限の再延長に関するお知らせ」について

持続化給付金について、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情がある方の書類の提出期限を2021年1月31日から2021年2月15日まで延長しました。※条件がありますのでご確認ください

○書類の提出期限延長の対象となる事業者は、以下の①～③のいずれかを満たす事業者となります。

①「2020 新規創業特例の申請に必要な収入等申立書」を申請に用いる場合

②「寄附金等を主な収入源とするNPO法人であることの事前確認書」を申請に用いる場合

③その他に申請期限に間に合わない事情がある場合

※これまでは売上対象月が12月の場合のみ、書類の提出期限延長の対象としておりましたが、売上対象月が12月以外の場合であっても、書類の提出期限延長の対象とすることとなりました。

書類の提出期限延長を希望する事業者におかれては、以下の手順に従って、2021年1月31日までに書類の提出期限延長をお申し込みください

①「初めて登録する方はこちら」をクリックしていただき、登録手続きを行ってください

②登録完了後にマイページにログインしていただき、「持続化給付金の申請期間に関するお知らせ」から申込ページに移動してください

③申込ページにおいて、2021年1月15日の申請期限に間に合わない事情について、必要事項の記載等を行ったうえでお申し込みください

※事務局において、書類の提出期限の延長を認める場合は、追ってメール等によりその旨をお伝えします。なお、電子申請が困難な場合には、申請サポート会場または申請サポートキャラバン隊会場を予約いただき、同会場で書類の提出期限延長をお申し込みください

～参考資料～

持続化給付金 HP

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

「書類の提出期限延長の申し出の受付開始に関するお知らせ」

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/news/20201218.html>